

令和8年3月備前市教育委員会定例会会議録

- 1 開催日時 令和8年3月27日(金)
開会 午前9時30分 閉会 午前12時20分
- 2 開催場所 備前市役所6階 委員会室
- 3 会議区分 定例会

4 出席委員等

議席番号	職名	氏名	出欠
	教育長	小郷 康弘	出
1	委員	田中 道生	出
2	委員	立花 朗	出
3	委員	原田 千暁	出
4	委員	鷺尾 政幸	出

5 出席者

職名	氏名	出欠
教育振興部長	久保山 仁也	出
教育総務課長	行正 英仁	出
教育政策課長	春森 弘晃	出
学校教育課長	柴田 洋輔	出
幼児教育課長	文田 栄美	出
生涯学習部長	杉田 和也	出
生涯学習部参与	大森 康晴	出
文化スポーツ振興課長	杉山 麻里	出
生涯学習課長	川淵 裕之	出
美術館活動課長(総務担当課長)	片岡 英史	出
図書館活動課長	祇園 進太郎	出

- 6 付議事件 議案等付議事項のとおり
- 7 会議状況 議事録のとおり 傍聴人 あり 非公開 あり
- 8 署名委員 4番 鷺尾 政幸
- 9 書記 教育総務課課長代理 川崎 誠

議案等付議事項

区 分	案 件 名
議案第 19 号	備前市立小学校及び中学校並びに認定こども園における給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
議案第 20 号	備前市立小学校及び中学校並びに認定こども園における学用品費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
議案第 21 号	備前市認定こども園費用徴収規則の一部を改正する規則の制定について
議案第 22 号	備前市奨学資金貸付規則の一部を改正する規則の制定について
議案第 23 号	備前市海外留学奨学資金貸付規則の一部を改正する規則の制定について
協議第 6 号	備前市教育振興基本計画について
報告第 11 号	備前市一時保育事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について
報告第 12 号	備前市延長保育事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について
報告第 13 号	備前市奨学生選考規程の一部を改正する規程の制定について
報告第 14 号	備前市定住促進奨学金返還補助金交付要綱の一部を改正する規程の制定について
報告第 15 号	備前こどもまなび体験事業補助金交付要綱の制定について
報告第 16 号	備前市英語検定試験検定料補助金交付要綱の制定について
報告第 17 号	新図書館の状況について
報告第 18 号	備前市文化芸術振興財団について
報告第 19 号	事案に係る懲戒免職等について

報告第 20 号	令和 7 年度備前市教育関係補正予算（公共施設空調設備改修）に関する審議結果について
報告第 21 号	備前市新図書館建設工事の請負契約の変更に関する審議結果について
報告第 22 号	備前市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定に関する審議結果について
報告第 23 号	ALT の状況について

教育長 皆様、おはようございます。議員の皆様には、令和8年3月教育委員会会議定例会にご出席いただき、ありがとうございます。

それでは、定例会を開会いたします。

ただ今の委員の出席は私を含めて5名であります。

定足数に達しておりますので、令和8年3月備前市教育委員会会議定例会を開会いたします。

今現在は教育委員会会議の傍聴を希望される方はおりません。

しかし、教育委員会会議の議事等会議につきましては、人事、争訟のほか、市議会の議決を経るべき事項の原案、個人・団体情報を公開することにより個人の権利侵害を害する恐れのある事項、例示いたしますと、問題行動や児童生徒指導上の案件などにあつては、委員会の議決をもって、非公開といたします。

非公開審議の事例はかなり判雑にありますので、あらかじめ、ご承知おき願います。

本日につきましては、まず公開部分を先に行いまして、その後、非公開の審議という流れでまいります。

委員会会議規則及び委員会申し合わせにより、議事内容や発言内容に関する指摘は、あらかじめ分かる場合は、教育長から発議し、そうでない場合は、発言途中であっても委員並びに出席職員からの発言を認めますので、教育長にその旨を告げていただき、私から発議するなど、所要の手続きを行いたいと思います。

ただ今より議事に入りますが、その前に私の方から政務報告を行います。

2月定例会以降の主な教育政務について申し上げます。

2月10日、定例校長会に出席いたしました。

2月11日、第73回備前市えびす駅伝競走大会の開会式に出席いたしました。

2月12日、こどもの居場所と学校・行政との連携を当事者で話す会に出席し、ワークショップを通じて意見交換をいたしました。

2月15日、吉永B&G海洋センターで開催されたB&G財団会長杯争奪第33回近隣市町親善少年剣道大会に出席し、小中学生の熱い攻防に元気をいただきました。

2月16日、備前市議会定例会が開会し、会期中、教育政務の報告や一般質問に対する答弁を行いました。

2月17日、和気閑谷高等学校の学校運営協議会に出席いたしました。

2月22日、浅口市市政施行20周年記念式典に出席いたしました。

3月1日、備前緑陽高等学校卒業式に出席いたしました。

同日、旧閑谷学校講堂で開催された、備前楳の木賞表彰式に出席いたしました。

3月2日夜に、市立片上高等学校の卒業式に出席しました。3名の生徒が4年間の学びを終え、希望を胸に巣立っていきました。

3月3日、備前市文化芸術振興財団評議員会に出席いたしました。

3月6日並びに15日に、ワールド・ベースボール・クラシックのパブリックビューイングを開催し、先発に起用された山本由伸投手たちに市民やファンの皆さんと大きな

声援を送りました。

3月8日、備前・日生大橋マラソン大会に出席し、選手の皆様に激励してまいりました。

3月9日、吉永認定こども園で開催された通学カバンの贈呈式に出席いたしました。新小学1年生にモンベル社製の通学カバンを希望者110名に贈呈しました（新1年生139名中、110名に贈呈）。

3月13日、伊里中学校の卒業式に出席しました。それぞれの想いがこもった送辞・答辞に、私も目頭が熱くなりました。

3月14日、市民センターで開催された、片上地区支え合い防災フォーラムに参加いたしました。

3月17日、備前緑陽高等学校の学校運営協議会に出席いたしました。

3月18日、伊部認定こども園の卒園式に出席しました。我が子の成長に涙ぐむ保護者の姿も見られ、感銘を受けました。

3月19日、片上小学校の卒業式に出席しました。子どもたちが立派に成長し、力強く巣立っていく姿に頼もしい思いがいたしました。

3月21日、文化功労者に顕彰された備前焼の人間国宝、伊勢崎淳さんの記念祝賀会に出席いたしました。

3月23日、備前市交通安全対策協議会に出席いたしました。

3月25日、オンラインで開催された、県主催のGIGAスクール構想推進協議会に出席いたしました。

また、この間にも、個々に、校園長や地域関係者との協議等を行ってまいりました。以上で、教育政務の報告を終わります。

それでは、議事に入ります。

まず、1番、前回定例会の会議録の承認ですが、令和8年1月定例会及び2月定例会の会議録について、委員の皆様でお気づきの点はありますでしょうか。

ないようですので、令和8年1月及び2月定例会の会議録について承認することといたします。

次に、2番、署名委員の決定ですが、今回は4番の鷲尾委員にお願いいたします。

次に、3番、議案等付議事項のうち、報告第20号から23号までにつきましては、会議規則第15条第6号の規定に基づき、会議を公開することにより教育行政の公正又は円滑な運営に著しい支障を生ずる恐れのある事項に該当するものとして、非公開とするよう発議いたします。

このことに賛成の委員は挙手願います。

（教育委員全員挙手）

全会一致により非公開と決定いたしました。

なお、非公開部分の審議となった各議案等については、本日程の最後に審議することといたします。

それでは、3番、議案等付議事項のうち、議案第19号、備前市立小学校及び中学校並びに認定こども園における給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、事務局から説明願います。

教育総務課長 それでは、議案第19号、備前市立小学校及び中学校並びに認定こども園における給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について説明させていただきます。議案書の方は1ページからとなります。

現在、小学校及び中学校並びに認定こども園における給食費の無償化を実施しております。規則上は、保護者からの減免申請を行うこととしておりますが、この度、その申請を不要とするよう規則を改正するものです。以上となります。

教育長 ただ今説明が終わりました。何かご意見、ご質問等はございますでしょうか。それではないようですので、議案第19号を承認してよろしいか。

(異議等なし)

ありがとうございます。異議がありませんので、議案第19号については承認することといたします。

次に、議案第2号、備前市立小学校及び中学校並びに認定こども園における学用品費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、事務局から説明願います。

教育総務課長 それでは、議案第20号、備前市立小学校及び中学校並びに認定こども園における学用品費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について説明させていただきます。議案書の方は3ページからとなります。

先ほどの議案第19号の給食費の無償化と同様に、学用品費の無償化についても減免申請を不要とするものです。以上となります。

教育長 ただ今議案第20号についての説明が終わりました。何かご意見、ご質問等はございますでしょうか。

要は、申し出が定めた日までになかったら、オートマチックに減免申請をしたものという理解をしていくということでございます。

それでは、委員の皆様ないようですので、議案第20号を承認してもよろしいでしょうか。

(異議等なし)

ありがとうございます。異議がありませんので、議案第20号については承認することといたします。

次に、議案第21号、備前市認定こども園費用徴収規則の一部を改正する規則の制定について、事務局から説明願います。

幼児教育課長 それでは、議案第21号、備前市認定こども園費用徴収規則の一部を改正する規則の制定についてご説明いたします。

この規則は、こども園の保育料について定めているものですが、給食費、学用品費と同様に減免申請が不要となるよう改正するものです。保護者からの拒否の届けがない場

合は、申請書の提出があったものとみなし、決定通知書、決定通知についても省略されるようになります。以上です。

教育長 議案第 21 号についての説明が終わりました。何かご意見、ご質問等がございますでしょうか。

それではないようですので、議案第 21 号を承認してもよろしいでしょうか。

(異議等なし)

異議がありませんので、議案第 21 号については承認することといたします。

次に、議案第 22 号、備前市奨学資金貸付規則の一部を改正する規則の制定について、事務局から説明願います。

生涯学習課長 それでは、議案第 22 号、備前市奨学資金貸付規則の一部を改正する規則の制定について、生涯学習課より説明いたします。議案書の方は 7 ページをご覧ください。合わせて、本日お手元に配布させていただいております、議案第 22 号、23 号、報告 13 号関係の参考資料の方もご覧いただければと思います。

本案は、奨学資金貸付規則第 9 条で規定しています第 2 種奨学資金の申請に係る添付書類について、第 8 条第 3 号の備前市奨学生選考規定に定める書類を削除し、第 4 号、その他教育委員会が必要と認める書類の範囲に含める形で整理するため、規定の整備を行うものでございます。

ここで言います備前市奨学生選考規定に定める書類とは、備前市奨学生選考規定第 6 条第 1 項、現に在学し、又は卒業した学校の長の別に定める奨学生推薦書と、第 2 号、申請者の保護者で父及び母の年間所得を証明するものでございますが、この貸付規則の改正に伴いまして、その他教育委員会が必要と認める書類として、現に在学し、又は卒業した学校の長の別に定める奨学生推薦書及び推薦証明書と保護者の個人情報調査同意書又は保護者の年間所得を証明する書類に改めることとしております。以上でございます。

教育長 ただ今議案第 22 号についての説明が終わりました。何かご意見、ご質問等がございますでしょうか。

課長、趣旨としましては、この参考資料にあるとおり、添付資料が分かりにくかったのを明確化したということでしょうか。

生涯学習課長 その通りでございます。こうすることで、それぞれ貸付規則ですとか給付規則等々の添付書類を統一化するというところで今回の改正に至っております。以上でございます。

教育長 ありがとうございます。そのほか、委員の皆様方、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

それではないようですので、議案第 22 号を承認してもよろしいか。

(異議等なし)

異議はありませんので、議案第 22 号については承認することといたします。

次に、議案第 23 号、備前市海外留学奨学資金貸付規則の一部を改正する規則の制定

について、事務局から説明願います。

生涯学習課長 続きまして、議案第 23 号、備前市海外留学奨学資金貸付規則の一部を改正する規則の制定についてご説明いたします。議案書の方は 9 ページをご覧ください。

本案につきましても、議案第 22 号と同様に、貸付規則第 4 条で規定する申請に係る添付書類について、第 4 号の備前市奨学生選考規定に定める書類を削除し、第 5 号その他教育委員会が必要と認める書類の範囲に含める形で整理するため、規定の整備を行うものでございます。以上でございます。

教育長 議案第 23 号について説明が終わりました。委員の皆様、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

それではないようですので、議案第 23 号、承認してもよろしいでしょうか。

(異議等なし)

異議がありませんので、議案第 23 号については承認することといたします。

次に、協議第 6 号、備前市教育振興基本計画について、事務局から説明願います。

教育政策課長 それでは、協議第 6 号、備前市教育振興基本計画について説明させていただきます。

この計画につきましては、本日、この後開催いたします総合教育会議で定める教育大綱を実現するために策定するものになります。

そのため、総合計画、教育大綱の見直しに伴い、今回部分改定を進めていくもので、今回の改定対象は第 2 章と参考資料を予定しております。

この計画の改定では、教育大綱に基づき、施策の方向性や課題、取り組み、具体的方針、指標と目標値などを修正しております。

なお、具体的方策、指標と目標値については 3 つの観点で修正しておりますが、1 つ目が、総合計画、教育大綱の見直しに伴う変更でございます。

2 つ目が、引用していた調査等の変更に伴い、旧年度の評価が不可能になったものでございます。

3 番目に、実際の業務とは別に、作成時の理想や理念で指標や目標値としていたもの、こういった観点で、削除や修正等を担当課においてしております。

また、委員のご意見をいただく箇所として、施策 3、お配りした資料が、最初に作ったものと、この改訂版があるんですが、改訂版につきましての 9 ページ、10 ページのあたりで、10 ページのところに取り組みの内容として、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ) という表現を入れた形でしております。

こういった形で、具体的な方策にリンクする方法についても試行的に記載しております。現状、施策 1、2、4、5 につきましてはこういった表現などありませんが、こういった部分について、他の施策部分と比較してみて、試行的部分の方を導入するとか、逆に元に戻した方がいいとかいうご意見いただければと思っております。

また、この修正した内容につきましては、昨日、データの方作成したところでございますので、4 月中旬ぐらいまでにみていただいて、皆さんからのご意見をいただけた

らと考えております。

スケジュール感的には、4月1日に遡った形での決定になるとは思いますが、4月にもう一度審議し、5月に確定するような形で進めていきたいと思っておりますので、お願いいたします。私からは以上になります。

教育長 ただ今説明がありました。まず、今日ここでご意見を頂戴したいのが、この10ページですね、施策と具体的方策がリンクしたような形、例えば、教育大綱における取り組み、(ア) ICT や地域の教育資源から、(エ) の教職員の働き方改革、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ) とありますが、その下、具体的方策の16番、食育の推進により心身ともに健やかな子どもを育てます。これが大綱の取り組みの(イ)と(ウ)とは関連してまずよという、関連するのでこういうのを後ろにつけた方がいいのかなという案と、従来どおりでいいんじゃないかといったような、この辺りが委員の皆様方、どちらがいいのかなということでご意見頂戴できたら。

直感的なことでも結構ですが、委員の皆さん、いかがでしょうか。

教育委員 取り組みと施策の方法が、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ) をつけることによってリンクしているということがよくわかって、この表記はいいのかなと第一印象です。ただ、この(ア)、(イ)、(ウ)、(エ) をつけるのに困ったところはないのかな。というのは、どこかにはめようとするというよりも、その考え方で、取り組みを実現するために、その施策を無理やりその中に入れようとするとか、この中に入りにくいものもあったんじゃないかなという風な困難なことはなかったのかなというところを感じるのですが、ぴったりこの取り組みが、この施策がこの具体的取り組みに当てはまったのなら、この表記はいいのかなと思うのですが、どうでしょうか。

教育政策課長 当てはめた部分もあるかもしれませんが。そういった部分も踏まえて、逆に言うと、教育振興基本計画については教育大綱の下になりますので、大綱に載っていないようなことでも、細かい部分を教育委員さんが求められて形になったのものであれば、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ) とかいう表現がないものも発生してもおかしくないのかなとは思っておりますので、ご意見ごもっともだと思いますので、その辺は修正してまいりたいと思っております。

教育委員 こちら側から、どこに視点を置いての施策があるんだなっていうのは、この(ア)、(イ)、(ウ)、(エ) があることによってわかりやすいことはわかりやすかったです。以上です。

教育長 その他、委員の皆さんは、もう直感的にこう思ったとかいうことで結構ですので、お願いいたします。

教育委員 具体的方策に対してこの取り組みが関連づいてますっていうのを見てわかりやすくしてあるので、これはこれでいいんじゃないかなと思います。何も知らずに見る側からすれば、これ、この方、方策何に繋がるんだろうかっていうその繋がりが全く見えないと思うので、逆にこちらからこういう風な形に繋がっていくんですよっていう風に方向を示してやるっていう意味では、これはいいんじゃないかなと

思うんですけど、私の意見としては、はい、以上です。

教育長 ありがとうございます。その他ご質問でも結構です。

ご質問、ご意見お願いいたします。

教育委員 はい、失礼します。先ほど他の委員が言われたように、大綱における取り組みの(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)と具体的方策がリンクしてるっていうことで、とても分かりやすい表現っていうか、見る方としてはわかりやすいという風に思います。

少しでもこういう関連があるんだよっていうところのあれで、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)とか入れていただいていると思うんですが、特に問題は私的にはないかと思えます。

教育長 ありがとうございます。

教育委員 はい、失礼します。具体的方針のところ、表記の問題なんですけど、(ア)とか(イ)とか文章の後についてますよね。なんかこれ、ちょっと違和感があるような感じがするんですけどね。直感的に見て、なんか前でもあったらよりわかりやすいのかなと、これがリンクしますよいうことで表現ができるのではないかと思うんですけど、いかがなものでしょうか。

教育長 教育政策課長。

教育政策課長 はい。ご意見踏まえて、前に置いた方が良いのか後ろに置いた方が良いのかは、再度検討させていただきたいと思えます。ありがとうございました。

教育長 はい。この(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)のところにつきましては、おおむねやっぱり、こうリンクしとるのが伝わってきていいのかなという、そういう肯定的なご意見を頂戴したと思っております。あと、処理については、ちょっと検討してまいります。それで、その他の具体的な内容とか細かいことも含めて、これから4月の中旬ぐらいまで。時間をちょっとすいませんが見ていただきまして、その意見をメールで教育委員会の方に、ご質問を含めてご意見を頂戴できたらと思っております。締め切り日とかは、一応またこれ後日。いついつまでにと、ご無理な日程については、また後日メールか何かでさせていただきます。はい。それでは、協議第6号につきましては、今後丁寧に、またちょっとすいませんが、ご清読いただくというご意見頂戴するというご意見お願いいたします。

では、続きまして、報告に移ります。報告第11号、備前市一時保育事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について、事務局から説明願います。幼児教育課長。

幼児教育課長 それでは、報告第11号、備前市一時保育事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定についてご報告いたします。

議案書は12ページからとなっています。こども園で行っている一時保育事業につきましては、幼稚園、保育園、こども園などに所属している園児は利用できない規定となっておりますが、幼稚園児、こども園においては、1号認定の園児が夏休みなどの長期休暇などにおいて利用ができるよう拡大するものです。

1号認定の園児が、長期休暇中に保護者の体調不良や急な用事などの際、一時保育ができるようになります。以上です。

教育長 はい。ただ今の報告につきまして、何か委員の皆様からご質問、ご意見等ございますでしょうか。

(質問等なし)

はい。それでは、報告第 11 号につきまして以上といたします。

次に、報告第 12 号、備前市延長保育事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について事務局から説明願います。幼児教育課長。

幼児教育課長 はい。それでは、報告第 12 号備前市延長保育事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定についてご報告いたします。議案書の方は 14 ページからとなっております。延長保育事業につきましては、保護者の勤務形態などによりまして保育時間を延長してお預かりする事業ですが、保護者の世帯状況によりまして費用が無料となる場合があります。

備前市認定こども園費用徴収規則に定める別表で階層区分が定められているのですが、但し書き中の説明が不足しておりましたので追記するものです。

費用負担の要件について変更されるものではございませんけれども、言葉足らずなところがありましたので、その但し書き中の説明を追記するということになります。

以上です。

教育長 はい。ちょっと不足した記述のところを補足をしますという報告でございます。委員の皆様で何かご質問等ございますでしょうか。

はい。それでは、次に参ります。報告第 13 号、備前市奨学生選考規定の一部を改正する規則の制定について、事務局から説明願います。生涯学習課長。

生涯学習課長 はい。それでは、報告第 13 号、備前市奨学生選考規定の一部を改正する規定の制定について、生涯学習課より報告いたします。議案書 16 ページ、17 ページをご覧ください。

本規定は、奨学金の貸付及び特殊奨学金の給付にかかる奨学生の選考基準を定めたものでございます。今回の改正につきましては、主に 3 点ございます。

まず 1 点目は、第 1 条目的に備前市海外留学奨学資金貸付規則を追加するものでございます。

海外留学奨学資金につきましては、これまで、申請件数は少ないものの、貸付決定にあたっては選考会にはかる形で運用しておりました。今回の改正によって、その選考過程を明文化するものでございます。

次に、2 点目は、第 3 条協議事項における保護者の定義の明確化でございます。

学校教育法第 16 条の規定に基づき定義を整理するとともに、奨学選考会が認めたものを加えることで、個々の家庭事情に応じた柔軟な対応を可能とするものでございます。

最後に、3 点目は、第 6 条申込み添付書類の削除でございます。

先ほどご審議いただいた奨学資金貸付規則及び海外留学奨学資金貸付規則において添付書類の整理を行っているため、本規定における該当規定は削除するものでございます。

以上 3 点について規定の改正を行います。報告は以上でございます。

教育長 はい。ただいまの報告につきまして、委員の皆様から何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

教育委員 1点、保護者もいわゆる定義付けをされるということなんですが、例えば、ちょっとレアケースになると思いますが、例えばどんなケースが想定されますか。

生涯学習課長 はい。事例としまして、育児放棄をされて、父母、ご両親ではなく祖父母が養育をしているというような状況が考えられます。以上でございます。

教育長 はい。そういうようなご家庭というか環境の子供についても、定義化することによってきちっと対応していこうということですよ。その他、何かご質問等ございませんでしょうか。

(質問等なし)

はい。それでは、報告第13号については以上といたします。

続きまして、報告第14号備前市定住促進奨学金返還補助金交付要綱の一部を改正する規定の制定について、事務局から説明願います。生涯学習課長。

生涯学習課長 はい。続きまして、報告第14号備前市定住促進奨学金返還補助金交付要綱の一部を改正する規定の制定について、生涯学習課よりご報告いたします。

議案書の方は、18ページ、19ページをご覧ください。本日、報告第14号参考資料といたしまして、A4横の表の方、配布させていただいております。

前回、1月の教育委員会議でご協議いただいた奨学金返還補助制度につきまして、3点要綱の改正を行うこととしております。

まず1点目は、第4条認定申請の第4号中市長とあるものを教育委員会に訂正いたします。

次に、2点目は、前回ご説明しました通り、補助制度を2年前倒しで廃止することに伴いまして、附則第3項の執行日を令和10年3月31日から令和8年3月31日に変更いたします。

さて、3点目は、令和8年度以降の新規認定を行わない旨を説明いたしましたが、補助金交付要綱第3条第1項では、就業した日から起算して1年以内が認定対象となるため、令和7年度中途就職の場合は令和8年度以降も申請可能となる場合がございます。詳細について、お手元にお配りしています参考資料を基に具体例を挙げて改めて説明いたします。

まず、上の段は一般的な例をお示ししております。市内在住者が令和7年3月31日に卒業して令和7年4月1日から就職した場合は、申請期限は令和7年度末、令和8年3月31日にまでとなります。で、補助金交付につきましては令和10年度中に行われることとなります。

次に、今回、横にありますように、下段の方にあります、令和7年3月31日に学校は卒業したけれども就職が10月1日からとなった場合、令和7年10月1日から年度をまたいで令和8年9月30日までが申請可能期間となります。

で、これにつきましては、補助金の交付は令和10年10月1日から令和11年9月30日

までとなります。

これらを踏まえまして、要綱の附則第4項、第5項に経過措置と申請期限を追記することとしております。以上3点が今回の要綱改正となります。以上でございます。

教育長 はい、ただ今報告がありました。何かこの報告につきましてご質問等ございますでしょうか。はい。特に、最後の説明したところで、こういう途中のケースがあるために令和8年度の認定ということも、ケースもありうるということで、ちょっと柔軟な対応をしたいということでございます。その趣旨をご理解いただけたらと思います。それでは、報告第14号については以上といたします。

次に、報告第15号、備前市こども学び体験事業補助金交付要綱の制定について、事務局から説明願います。教育政策課長。

教育政策課長 はい。まず最初に、ちょっと1点お詫び申し上げます。

報告第15号、こちらの方、タイトルの方が間違えておりまして、私の点検ミスでございます。大変申し訳ございません。目的の第1章にあります通り、備前放課後子ども体験事業補助金交付要綱になります。

ちょっと大変申し訳ございません。まだこちらの方、この報告の後、内部の決裁処理の予定で進めておりますが、こちらの方、修正になります。

こちらの方につきましては、今まで市が直営で実施してきておりました放課後こども教室に関する事業を外部の民間団体に補助することで実施を進めるものになります。

今年度、備前中、日生中では外部の民間団体の活用を試行的に実施しておりましたが、新年度はこのような団体に補助する形で引き続き実施するため、この要綱を策定し、進める予定となっております。

また、現在、伊部小でも検討中となっております児童生徒等の放課後の居場所づくりにつきましては、先ほど教育長が政務報告の方で申し上げました通り、教育委員会で現在進めていけないか模索しておるところでございます。

私からは以上となります。よろしく願いいたします。

教育長 はい。今の報告につきまして、委員の皆様方からご質問等お願いいたします。

はい。ちょっと私がお尋ねするのもあれなんです、直営から委託、外部の団体に委託するに至ったやっぱり理由っていうのはなんなのか、ちょっとそこをお願いします。

教育政策課長。

教育政策課長 はい、やはり市で直営で直接の運営で5中10小学校につきましてやろうとすると、かなりマンパワー等、自分で人を雇ってやるという部分で負担がございましたので、こういった民間団体がやられてる事業に乗った形で、その方々が持つてる人を我々としては活用して、学校と一緒に進めてまいりたいと思っております。先ほど言いましたように、備前中、日生中につきましては今も試行的に事業を実施しておりますので、こういったところを踏まえた上で進めていく形が良いのかなと考えております。

ただ、1点、小学校がなかなか難しいのは、下校時の一斉下校とか、そういった部分に

ついてかなり難しい部分がございますので、そういったものも踏まえて今現状を進めているのが現状でございます。私からは以上になります。

教育長 はい。直営の場合の市のマンパワーの問題で、当然、人を雇うとかそういうようなところも出てくる。外部の力を借りることによって民間の活力を上手に導入しながら、そこにおられる方のマンパワーを最大限利用していきたいといった、そういう趣旨の説明でございました。

他に委員の皆様方からこの報告に対して何かご質問等ございますでしょうか。

教育委員 今この団体がその備前中、日生中だという説明を受けたんですが、今年度もまた広げていこうとか、その民間団体に声かけしたりとか、そういう計画がありますか。

教育政策課長 はい。先ほど言いましたように、今、現状伊部小、新しく小学校の部門でもこういった事業を活用したいという話はございますし、伊里学園につきましてもそういった声が1つ上がってきているのは事実でございます。

そういったものは活用してまいりたいと考えております。以上になります。

教育委員 伊部小とか伊里学園にはその声をかける、もう民間団体が目処がついているということでしょうか。

教育長 教育政策課長。

教育政策課長 はい。伊里学園については、こういったことをできないかという、事業者さんが、まず今きてきてる段階でありますので、学校さんとは話はしてないと思っております。伊部小さんにつきましては、既に民間団体と小学校さんが一度会って話をしていますが、先ほどいいましたように、下校時の問題等が小学校では、色々ございますので、そこを一旦、内部調整した上で進めていきたいなという、回答が来ております。以上になります。

教育委員 ということは、これを備前市内全てというか希望団体、希望の学校が実現に向かうためには、市と民間と学校との調整で進めていくということで、依頼があつてから動くのか、それとも市が率先してこの事業をやっていくのか、その辺はどうなんでしょうか。

教育長 教育政策課長。

教育政策課長 学校の放課後という部分で、市があんまり先行くとですね、学校現場の児童生徒の安心、安全の問題等もございますので、やはり学校さんと民間団体さんがよく協議した上で、また市へ報告いただけたらと思っておりますので、先行くことはないと思っております。以上になります。

教育長 はい。大きい方向性としては、教員の考えとしては、まず小学校、中学校、まずはこのところで全校実施できたらいいかなとか、その辺の1つの目安というか、そのあたりは。

教育政策課長 はい。現状としては、先ほど言いました中学校が全体的に伸びていくのが良いのかなと考えております。小学校分はちょっとなかなか難しい部分が先ほど言いましたようにありますので、中学校、今、備前中、日生中が進んでおりますので、その

他の3中学校で同じように進んでいけたらなというのがこちらとしては考えておりません。以上になります。

教育長 まずは、講師で言うと、中学校から広げていけばっていうことを考えているということでございます。その他、委員の皆様方からご質問等ございますでしょうか。

教育委員 この事業の活動の日数ですかね、これ毎日毎日ですか。放課後でいつもやられているわけですか。

教育長 教育政策課長。

教育政策課長 はい。現状、備前中は、長期休暇を除きまして、週1ぐらいの想定で動いております。新年度は5月分からになると思います。で、日生中さんの方は、隔週だったんですが、こういった事業を展開していくっていう話をしたら、週1でできないかなど、今検討されております。以上になります。

教育委員 わかりました。毎日じゃないことですよ。了解しました。

教育長 はい。それでは、報告第15号は以上といたします。

次に、報告第16号、備前市英語検定試験検定料補助金交付要綱の制定について、事務局から説明願います。教育政策課長。

教育政策課長 はい。それでは、報告第16号備前市英語検定試験検定料補助金交付要綱の制定について説明させていただきます。

この要綱については、英検に関する検定料の補助になります。

補助対象者は、備前市に住所を有し、英検を受験した児童生徒の保護者です。

また、補助額としては、受験者が受験する各級の検定料の全額となり、補助金の交付回数としては、受験者1人につき同一年度内の各級で1回になります。

私からは以上となります。よろしく願いいたします。

教育長 はい、ただ今報告が終わりました。何かご質問等ございませんでしょうか。

(質問等なし)

はい。よろしいでしょうか。では、報告第16号につきましては以上といたします。

続きまして、報告第17号です。新図書館の状況について事務局から説明願います。

はい。図書館活動課長。

図書館活動課 はい。それでは、図書館活動課から新図書館建設に関して5件の報告をいたします。

まず1点目は、新図書館建設工事の進捗状況を報告させていただきます。

お手元にお配りしているA3版の写真をご覧ください。

タブレットの方は2ページになってると思うんですが、そちらをご覧ください。

こちらが3月に撮影した工事業務の状況です。

まず、左上の写真は国道250号線側から図書館の外観を撮影したものです。

現在、大きなクレーンが1台配置されて、資材の運搬を行っております。

建物外周には足場とシートが設置されてるので、中の様子が分かりづらいですが、現在3階の屋根の整備に取り掛かっております。

次に左下の写真をご覧ください。これは1階ホール内の写真です。

手前の床に置いてあるのは設備配管の資材になります。

現在、天井裏に設備配管や配線の整備作業を進めているところであります。

続きまして、右上の写真をご覧ください。こちらは職人が作業してる状況を撮影したものです。

現在、1階ホールの外側の壁面に職人が耐火レンガの貼り付け作業を行っております。壁の仕上げとなるため、規則正しくレンガを並べて熟練の技術と時間をかけて作業されています。

このように図書館工事では様々な業種の下請け業者が毎日現場で作業をしてくれています。

次に右下の写真をご覧ください。こちらは3階の高さから2階の図書館、図書室エリアを撮影したものです。

床の上に四角い塊が多数並んでいるのがありますが、こちらは書架の基礎となるコンクリートです。

現在は家具等の配置がなくてイメージが湧きにくいと思いますが、児童用から一般用の図書スペースとしてかなり広い空間ができる予定となっております。

そして、現在は、工事の進捗として3か月程度遅れて工事が進んでおります。

今後も、施工者、設計者と連携を取りながら、安全で適正な工事を心がけて進めてまいります。

続きまして、2点目の報告に移ります。2点目は、新図書館書架等の購入について報告いたします。

新図書館に必要な書架等の製作備品と机、いす等の既成備品の購入について、3月上旬に教育委員会議の臨時会を開催させていただき、ご承認いただきました。

その際は大変お世話になりました。その後、市議会の定例会に追加議案として提出し、3月17日付で了承いただき、書架等の制作備品はキハラ株式会社と2億4750万円で契約し、机、椅子等の既成備品は市内の株式会社備前文具と契約締結が完了しました。

で、今後は図書館完成後に備品納品が行えるよう、家具の製作等を進めてまいります。

続きまして、3点目は、図書館建設工事の変更契約議案について報告いたします。

市議会の定例会で公示内容の変更についてご審議いただいた結果、反対者多数により議案が否決となりました。

主な理由としては、現在の設計内容から変更することによるクオリティ低下を危惧する意見がありました。

このことを受け、今後の工事について、現在は関係者と協議を行っているところであります。

しかし、図書館の建設工事は日々進んでいますので、早期に方針を決定し、施工者へ指示できるようしたいと考えております。

続きまして、4点目ですが、4月に就任予定の新図書館長について報告いたします。

昨日、人事異動の内示が出ましたので、簡単に経歴等を紹介させていただきます。

新図書館長は、図書館司書の資格を有している亀山尚子さんが就任されます。

経歴としては、これまで公立図書館2か所で館長を歴任しています。

また、学校図書館司書としての勤務もあり、本年3月末までは市内の学校図書館司書として務められています。

今後は、これまでの経験や知識を生かして、備前新図書館の館長として活躍されることを期待しております。

最後に、5点目ですが、住民監査請求の結果について報告いたします。

図書館建設用地取得及び地中障害物撤去に関する支出について、手続きの不備等があるとして、昨年12月17日に住民監査請求が提出されました。

その後、質疑回答や必要書類の提出、陳述等も行った後に、本年2月10日に監査結果が提出されました。

結論としては、土地の売主に対し契約不適合責任に基づく求償権を行使しないこと及び地下埋設物撤去費用の算定が妥当であるかについての請求には理由がないので、監査委員の合意によりこれを棄却するという結果でありました。

以上で図書館活動課からの報告を終わります。

教育長 はい。今、5点につきまして報告がありました。

この報告につきまして、5点あったんですが、1点目、建設状況について、この件で何かご質問等ございますでしょうか。私の方から1点だけ。3ヶ月遅れということは、完成が何月予定から何月というイメージで、どんな状況でしょうか。

図書館活動課長 はい、現在の契約では、6月末の契約工期になっております。

それが3ヶ月遅れですので、9月末まで工事が延長しないと完成しないと考えております。

教育長 はい。その他、この建設状況について何かご質問等ございますでしょうか。

それでは、2点目の書架備品の購入について議決をされたという報告でしたが、この点についてはいかがでしょうか。

はい。3点目の契約議決をいただけなかったというのは、これは報告第21号と関連するのかな。

図書館活動課長 すいません、それちょっと関連するものです。

教育長 ということは、これは、後ほどということで、もしあれば。はい、それでは、4点目の館長さん、新しい館長さんのことにつきまして何かございますでしょうか。

では、5点目の住民の監査請求のことについて、何かご質問ございますでしょうか。

(質問等なし)

よろしいでしょうか。はい、はい。それでは、新図書館の状況について、報告第17号については以上といたします。

続きまして、報告第18号、備前市文化芸術振興財団について事務局から説明願います。文化スポーツ振興課長。

文化スポーツ振興課長 はい。報告第 18 号について、文化スポーツ振興課より報告いたします。資料はございません。一般財団法人備前市文化芸術振興財団は、令和 5 年 4 月に設立され、市民の文化活動の振興及び地域に育まれた伝統工芸である備前焼の振興に資する事業を行い、個性豊かで活力ある地域社会の発展に寄与することを目的として公益事業を行ってきました。

今年度、公益社団法人として認定されるよう申請を行ったところ、岡山県より認定されましたので、令和 8 年 4 月から公益財団法人備前市文化芸術振興財団となることをご報告いたします。

今後の公益事業活動を行う上では、これまでと事業自体は大きく変わることはありませんが、組織としては、寄付を集めやすくなったりとか、税制上の優遇措置があったりといったメリットがある一方、運営にあたってはより厳格な監督が行われるなど、規制の厳しさがあるようです。

市からは、運営補助金、それから自主事業の補助金ということで補助金を支出しておりますので、連携を密にしながら、市としても今まで以上に指導等を行っていく必要があると考えているところです。

以上でございます。

教育長 はい。備前市文化芸術振興財団について、一般から公益ということで変更になるということでございます。ご質問でございますでしょうか。

(質問等なし)

はい。それでは、続きまして、報告第 19 号事案にかかる懲戒免職等について事務局から説明願います。学校教育課長。

学校教育課長 はい。報告 19 号事案に係る懲戒処分等について報告をさせていただきます。市内小学校教諭逮捕事案に係る懲戒処分が 3 月 13 日金曜日に県教委により行われましたので、報告いたします。伊部小学校甲斐海月教諭が懲戒免職処分となり、同校校長が監督責任により戒告処分となっております。また、教頭につきましては、同じく監督責任ということで、市教委により 3 月 18 日水曜日、文書訓告の行政措置を行っております。以上でございます。

教育長 はい。ただ今の報告につきましてご質問等ございますでしょうか。

(質問等なし)

はい。教育委員会といたしましても、該当校の保護者から信頼、子供が安心して生活できるように、当然、今後もしっかりと学校をサポートをしていく所存であります。

はい。それでは、報告第 19 号につきましては、以上といたします。

続いて議事 4 番、次回の教育委員会会議についてですが、事務局案をお願いいたします。

教育総務課長 はい。次回、4 月の定例会につきましては、4 月 24 日金曜日午前 9 時 30 分から開催することを提案いたします。

場所は、こちらの 6 階委員会室を予定しております。

以上となります。

教育長 はい。ただ今の提案につきまして、4月24日金曜日9時30分から、場所は、ここということですが、今この段階で、もし、いい悪いが明確にもしわかる方おられましたらお願いいたします。

鷲尾委員さんにつきましてはまた後ほどということ。はい。では一応、今のこの段階で、次回の教育委員会定例会、4月24日金曜日の午前9時30分からということで、仮置きとします。鷲尾委員さん、ちょっとまた教えてください。

それでは、5番、行事予定について事務局から説明いたします。

はい、お願いします。

教育総務課長代理 2026年4月の行事予定についてお知らせします。

この後、また青少年育成カレンダーが、新しいのが出来上がっておりますので、委員さんにも配布をしたいと思っております。それでは、それに従ってご報告します。4月7日、小学校、中学校の始業式がございます。4月8日、認定こども園の始業式がございます。それから9日、市内の民間保育園、どんぐり園の入園お祝いの会があります。それから、4月10日、中学校の入学式、4月13日、小学校の入学式となっております。4月につきましては、各小中学校で家庭訪問や個人懇談等が多く予定されております。それから、4月23日には、全国学力学習状況調査、県の学力学習状況調査が予定されております。あと、参観日やPTA総会についても各学校でそれぞれ予定をされているところでありまして。以上でございます。

教育長 はい。それでは、続きまして、次第で申しますと、行事予定及びそれぞれ共済公演予定とか、これはよろしいでしょうか。行事予定についてはよろしいでしょうか。それでは。これより非公開部分の審議をいたします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【 ここから 非公開審議 】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【 ここまで 非公開審議 】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

教育長 では、ここで各課からお知らせ等々ありましたらお願いします。

学校教育課長 はい、すみません。学校教育科、幼児教育科を含めて、合わせて2件の報告がございます。まず1つ目が、学校における学級閉鎖等についてです。

2月以降における学級閉鎖等について報告をさせていただきます。口頭での報告となります。理由はインフルエンザの発生によるものです。

2月初めから現在までの状況ですが、2校で学級閉鎖、6校で学年閉鎖を行いました。岡山県においても、10月30日にインフルエンザ注意報、11月28日にインフルエンザ警報が発令され、現在も警報は継続中ということだという風に捉えております。

2月下旬に改めて学校へ予防や対策等注意喚起を行いました。

このような状況でしたが、3月26日には市内小中学校において修了式が行われ、どの学校も無事令和7年度を終えることができました。

来年度、新学期スタートを切った後も多少心配はございますので、継続して毎日の健康観察を注意深く行ってまいりたいという風に考えております。

幼児教育課長 幼児教育課からは、こども園のインフルエンザの発生状況についてご報告いたします。こども園では、2月中に伊部と日生で増加している様子がありましたけれども、現在は落ち着いております。各園とも無事に卒園式も終えたところでございます。小中学校と同様に新しい年度も始まりますけれども、継続して毎日の健康観察を注意深く行いまして、感染拡大防止に努めてまいります。以上です。

教育長 はい。その他各課から。学校教育課長。

学校教育課長 はい。では、2件目の報告となります。令和8年度入学式についてです。令和8年度市内小中学校入学式について、お手元に分担表を置かせていただいております。教育委員の皆様にも様々な学校の様子を知っていただきたいという風に考えておりまして、令和7年度の卒業式とはまた違う学校への割り振りをさせていただいております。

ご確認いただき、よろしければお示しさせていただいた学校への出席をどうぞよろしく願います。合わせて祝辞の方も入れさせていただきます。

小学校、中学校それぞれ1つずつございまして、付箋で小学校中学校という風に貼らせていただいておりますので、そこのご確認はしていただいて、お間違いのないようにご留意いただけたらという風に思っております。どうぞよろしく願います。

教育長 はい。それでは、続きまして、各課から。幼児教育課長。

幼児教育課長 はい、すいません。幼児教育課の方からは、令和8年度の入園式についてお知らせいたします。

令和8年度のこども園の入園式につきましては、4月8日水曜日の開催の予定です。

本日、名簿を配布いたしております。小中学校と同様に、委員の皆様には、地元でないこども園へお願いする予定となっております。確認の上、ご出席の方よろしく願います。

会式の方は10時からとなっております。昨年と同様に設置者、管理者ということで、園からのご案内、祝辞の方もですが、そういった予定はありませんのでご了承ください。以上です。

教育長 はい。その他課から願います。生涯学習部参与。

生涯学習部参与 はい。生涯学習部から1件報告を申し上げます。

WBCワールドベースボールクラシックはベネズエラの初優勝で幕を閉じ、日本代表は準々決勝でベネズエラと対戦し、5対8で敗れ、ベスト8敗退という結果となりました。生涯学習部では、備前市出身で日本のエースである山本投手が先発するという予想であった初戦3月6日に市役所3階大会議室、準々決勝の3月15日には市民センターホー

ルにおいてパブリックビューイングを実施いたしました。初戦の3月6日は164人、準々決勝の3月15日は407人の市内外の方に参加していただき、大いに盛り上がりました。これからも山本選手の応援について、代理人と協議しながら行いたいと考えています。生涯学習部からの報告は以上とさせていただきます。

教育長 はい。それでは、各部から続けて。美術館活動課長。

美術館活動課長 はい。本日お配りしております備前市美術館入館者推移というものを
お配りしております。昨年7月開館から各企画展ごとに分けた入館者数になります。

今月3月8日まで実施しておりました北斎漫画、この資料の1番下段になりますけれども、開始2か月という作品の展示期間が、期限がありましたので、2ヶ月において入館者数が7447人と、開館日数50日の1日平均からしますと、約148人の入館があったということになります。開館当初のピカソの1日166人の入館者数に近いところになってくるかと思えます。また、その裏面にはですね、新収蔵品ということで、3月14日から新たな企画展が実施しております。

委員の皆様にはですね、入館資料とですね、来館のチケットをですね、お配りしているかと思えますので、またお時間がありましたらご来館いただけたらと思えます。

報告は以上となります。

教育長 はい。他に報告はございますか。それでは、委員の皆様から、今の各課からの報告で何かちょっとご質問とか、もしありますか。また、委員の方からもあれば、報告があればお願いいたします。

(質問等なし)

よろしいでしょうか。

はい。それでは、大変長くなりました。以上で3月の教育委員会会議をとさせていただきます。

ありがとうございました。

備前市教育委員会会議規則第16条第2項の規定により、下記に署名する。

会議録署名委員 教育長

委員